

一般社団法人栃木県病院薬剤師会定款細則

(入会等手続き)

- 第 1 条 会員の入会、退会、変更に関する届出は本会にて行う。
- 2 正会員及び特別会員の一般社団法人日本病院薬剤師会への入会、退会、変更に関する届出は本会を通じて行う。
 - 3 第 1 項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

(会費)

- 第 2 条 定款第 7 条に定める会費は次の通りとする。
- (1) 正会員会費 : 12,000 円 (年会員)
 - (2) 特別会員会費 : 12,000 円 (年会員)
 - (3) 賛助会員会費 : 団体・企業 一口 30,000 円 (年会員) 個人 : 12,000 円 (年会員)
- 2 会費の納入は本会に行わなければならない。
 - 3 本会は、正会員、特別会員の会費の一部を一般社団法人日本病院薬剤師会に納入する。
 - 4 定款第 7 条に定める会費等の納入を 1 年以上怠り、催告の日から 60 日を経過しても会費等の納入がなされない場合は、定款第 8 条の (4) により退会したものとみなし会員資格喪失処分とする。
 - 5 その他の拠出金は、別途これを徴収する。

(役員候補者)

- 第 3 条 役員候補者は次の者とする。
- (1) 理事 : 現に正会員であり、会費等を滞りなく納めている、本会の業務に精通した者
 - (2) 監事 : 現に正会員であり、会費等を滞りなく納めている、本会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者

(委員会)

- 第 4 条 委員会の所管事項は別表 1 に定める。

(表彰)

- 第 5 条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(助成)

- 第 6 条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について助成を行うことができる。

(旅費)

- 第 7 条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(公傷見舞金)

- 第 8 条 会長は必要と認めたとき見舞金を支給することができる。

(慶弔)

- 第 9 条 会長は必要と認めたとき慶弔を行うことができる。

(改廃)

- 第 10 条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附 則

- この定款細則は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。
2. 平成 26 年 3 月 15 日一部改正の本定款細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 3. 平成 28 年 3 月 5 日一部改正の本定款細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 4. 令和 3 年 3 月 20 日一部改正の本定款細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正	平成 26 年 3 月 15 日	半期会員の廃止
一部改正	平成 28 年 3 月 5 日	情報システム委員会の廃止
一部改正	令和 3 年 3 月 20 日	年会費の金額変更

別表 1 (第 4 条関係)

学術委員会	職能向上に資することを目的とした事業の企画・運営および学術発展に寄与する臨床研究に関する事項
中小病院診療所委員会	中小病院における諸問題の調査研究及び企画立案
広報委員会	会の活動及び方針の会員及び外部への広報活動
薬剤業務委員会	薬剤師職能、薬剤業務、保険制度、医療の質と安全、チーム医療に関する調査研究及び普及に関する事項
実習対策委員会	薬学生の病院実務実習受け入れに関する事項
地域連携委員会	地域薬剤師会等との連携に関する事項
災害対策委員会	災害時の対策に関する事項